

# 住民基本台帳カードについて（外国人用）

**住民基本台帳カードとは** ※新規発行・更新は終了しています。

住民基本台帳カード（住基カード）は、高度のセキュリティ機能を備えたＩＣカードで、行政手続きの利便性の向上、行政事務の効率化に役立つものです。顔写真入りのものは公的な身分証明書としてご利用いただけます。外国人住民の方のカードの有効期限は、永住者および特別永住者の方は発行日を含めた日から１０年間です。永住者を除く中長期在留者の方は在留期間の満了の日までとなります。

住基カードの新規発行・更新は、平成２７年１２月末で終了しました。平成２８年１月からは、マイナンバーカード（個人番号カード）へ移行します。（現在お持ちの住基カードについては、有効期間満了の日まで使用可能です。）

カード表面記載内容      Aタイプ（写真なし）…氏名  
                                    Bタイプ（写真あり）…住所、氏名／通称、生年月日（通称名は住民登録上での通称登録されている場合。追加で通称登録した場合は裏書となります。）

カード利用例              ・本人確認書類として      ・電子証明書の利用      ・特例転入  
                                    ※外国人の方は自動交付機の利用ができません。

## 紛失したとき

カードを紛失した場合は、最寄の警察に遺失届けをしてください。また、カード利用の一時停止処理をいたしますので、至急各支所地域振興課市民グループ又は市民生活課までご連絡ください。一時停止中に紛失したカードを発見した場合には、速やかに本人または法定代理人による一時停止解除申請をしてください。

住基カードの再発行はできませんので、必要な方はマイナンバーカードを申請していただくこととなります。

## 破損したとき

カードを破損等した場合は、各支所地域振興課市民グループ又は市民生活課に届け出てください。住基カードの再発行はできませんので、必要な方はマイナンバーカードを申請していただくこととなります。

## 暗証番号を忘れたとき・変更のとき

暗証番号を忘れたり、番号入力を連続3回間違えたりしたなど、カードが使用不能になった場合、各支所地域振興課市民グループ又は市民生活課にて暗証番号再設定申請が必要です。申請は本人または法定代理人です。（法定代理人は、本人が15歳未満の方、成年被後見人の場合のみ）

## カードの記載内容変更について

カード表面の事項が変更になった場合は、記載事項変更届を提出ください。

## カードの返納

- ・マイナンバーカードを取得したとき
- ・住民票から除かれたとき（死亡など）
- ・有効期限を過ぎたとき
- ・住民票コードを変更したとき
- ・転出届をした後、カードを利用しない場合

（特例による転入届にはカードが必要になります。転入後、継続利用申請が必要です。）

## カード有効期限

在留区分等	住基カードの有効期間
永住者および特別永住者	カード発行日から10年間
中長期在留者	カード発行日から在留カードに記載されている在留期間の満了の日まで
一時庇護許可者または仮滞在許可者	カード発行日から一時庇護許可書に記載の上陸期間または仮滞在許可書に記載の仮滞在期間を経過する日まで
出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者	カード発行日から出生した日又は日本国籍を失った日から60日を経過する日まで

坂井市役所	市民生活課		Tel(0776)50-3030
	三国支所	地域振興課	市民グループ Tel(0776)82-8902
	丸岡支所	地域振興課	市民グループ Tel(0776)68-0803
	春江支所	地域振興課	市民グループ Tel(0776)51-9403